

増大するリスク要因への対応

【ヘリウム(He)ガス逼迫への対応】

コロナ禍による物流の混乱やロシアのウクライナ侵攻等の影響により、Heガスが以前にも増して入手困難な状況になっています。FAMICでは、Heガスを使用する分析業務を数多く行っているため、年度目標・事業計画が達成出来ないリスクがありました。

そこで、理事長のリーダーシップのもと、FAMIC全部署が連携して対応策の検討を行い、

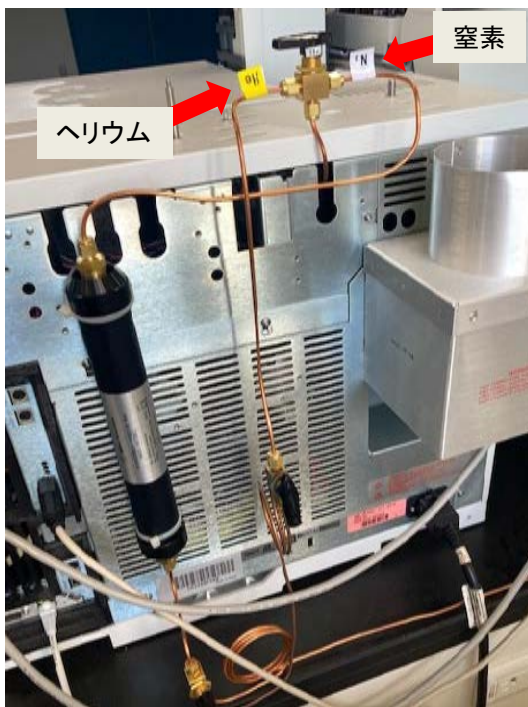
- ①測定時間以外の待機時間にキャリアガスを窒素ガスに切り替えることでHeガスの使用量を削減するため、切替装置を設置し、削減量と費用対効果等の検証を実施
- ②Heガスの入手機会を増やす観点から、少量タイプのボンベも使用できるよう、ボンベ庫の配管を改良
- ③Heガスを必要としない分析方法の検討

といった措置を講じました。今後もHeガスの逼迫に備え、継続して取組みを行う必要があります。

【エネルギー価格高騰への対応】

世界的なエネルギー価格の高騰や円安等の影響により、電力各社の電気料金の引き上げが相次いでいます。これにより、FAMICにおいても電力使用料が大幅に増加しており、通常予算執行に支障を来す状況になっています。

そこで、FAMIC全体で節電の取組みを行い、過去5年間の平均削減率0.8%を大きく上回る約7%節電しました。節電に加え、分析機器の購入を抑制し、パソコンの更新を来年度以降に持ち越すことで、物件費を赤字にせず業務を遂行しました。しかしながら、分析機器やパソコンの計画的な更新は安定的な業務運営に不可欠なものであり、電気料金等の高騰が続けば、今後も厳しい業務運営が続くと考えられます。



ガスクロマトグラフィー質量分析(GCMS)の窒素ガスへの切替弁の設置(待機時間中に窒素ガスに切り替えることで、Heガスの使用量を減らすことができます。)

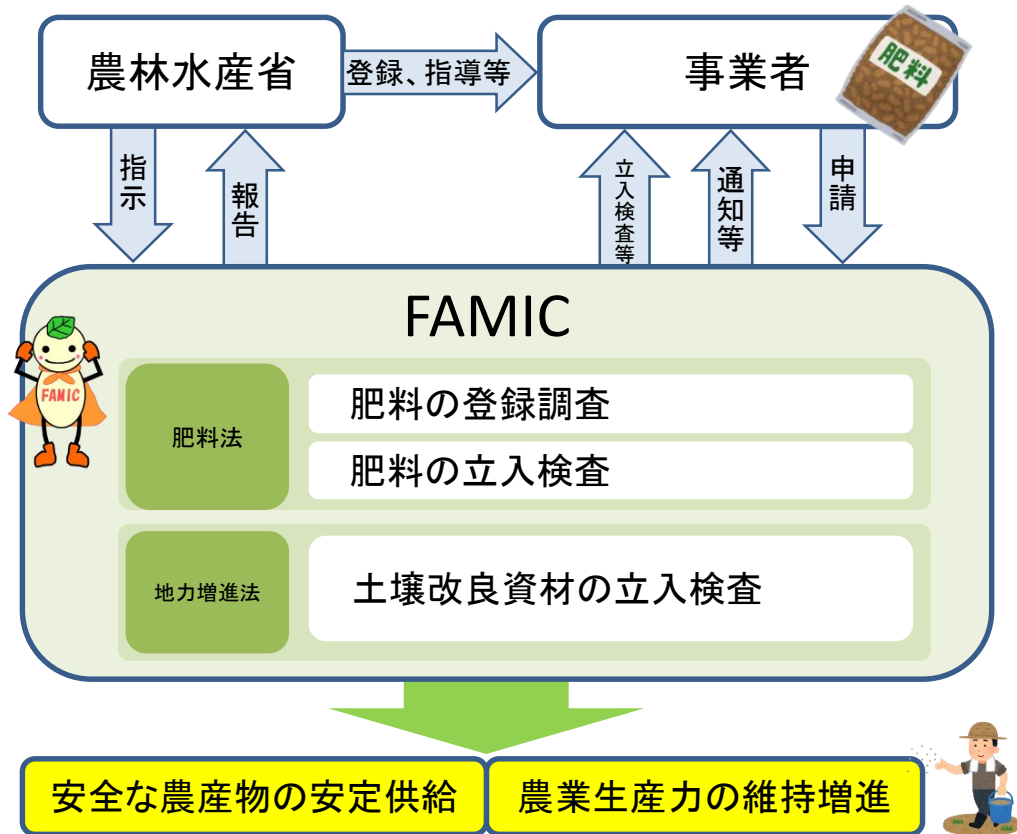


少量タイプのボンベも使用できるよう、ボンベ庫の配管を改良

9. 業績の適正な評価の前提情報

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

① 業務の主なスキーム



肥料の登録調査	・生産業者等からの登録申請について、申請書の記載事項の調査及び見本肥料の分析・鑑定・栽培試験等を行い、公定規格への適合性を確認
肥料の立入検査	・生産事業場、倉庫等に立入り、肥料の生産・出荷に係る帳簿等を検査 ・収去した肥料等は、分析・鑑定・栽培試験等を行い、有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているか検査
土壌改良資材の立入検査	・製造事業場等に立入り、土壌改良資材の生産・出荷の帳簿等を検査 ・収集した土壌改良資材は、品質が基準に適合しているか検査

詳細につきましては、FOMICホームページにて公表しています。

◇肥料の安全性の確保：

http://www.fomic.go.jp/information/business_guidance/01_hiryo/



② 令和4年度の業務の成果

ア 肥料制度見直し及び未利用資源の肥料利用拡大への対応

肥料法では、農家での施肥の効率化やコスト低減等のニーズに対応するため、堆肥と化学肥料等との配合規制が見直されるとともに、国内の低廉な産業副産物の活用を進めるため、原料規格を定めることにより利用できる原料を明確にし、使用した原料の種類や数量等を帳簿に記帳・保存することを義務づける原料管理制度が導入されました。

また、農林水産省は「みどりの食料システム戦略」において、「2050年までに輸入燃料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減する」との目標を掲げ、有機物の循環利用を推進しています。さらに、ウクライナ情勢等の影響で化学肥料原料の国際価格が急騰する中、国内資源の有効活用が重要になっています。

令和4年度は、制度の見直し内容を肥料業者等に周知しつつ、問合せへのきめ細かい対応を行うとともに、地方農政局等に対し、登録更新業務及び検査業務に係る技術的支援を行いました。また、農林水産省が進める汚泥肥料等の利用推進について過去の分析データ等を提供し、汚泥に関する新規格肥料の設定に貢献しました。さらに、家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生に対し、クロピラリドの測定を行う等家畜ふん堆肥の流通活性化と利用の促進に貢献しました。



イ 肥料等試験法の改正

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた分析法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する分析法の開発及び改良、その分析法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な分析法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。

令和4年度(2022年度)は、水溶性マンガンの分析法について、国際的に標準とされる分析法の妥当性評価※を行い、共同試験の解析結果を追加しました。また、分析の迅速化を図るため、りん酸全量、加里全量等をICP発光分光分析法により測定する方法等を新たに開発し、これらを加えて「肥料等試験法(2022)」をホームページに掲載しました。

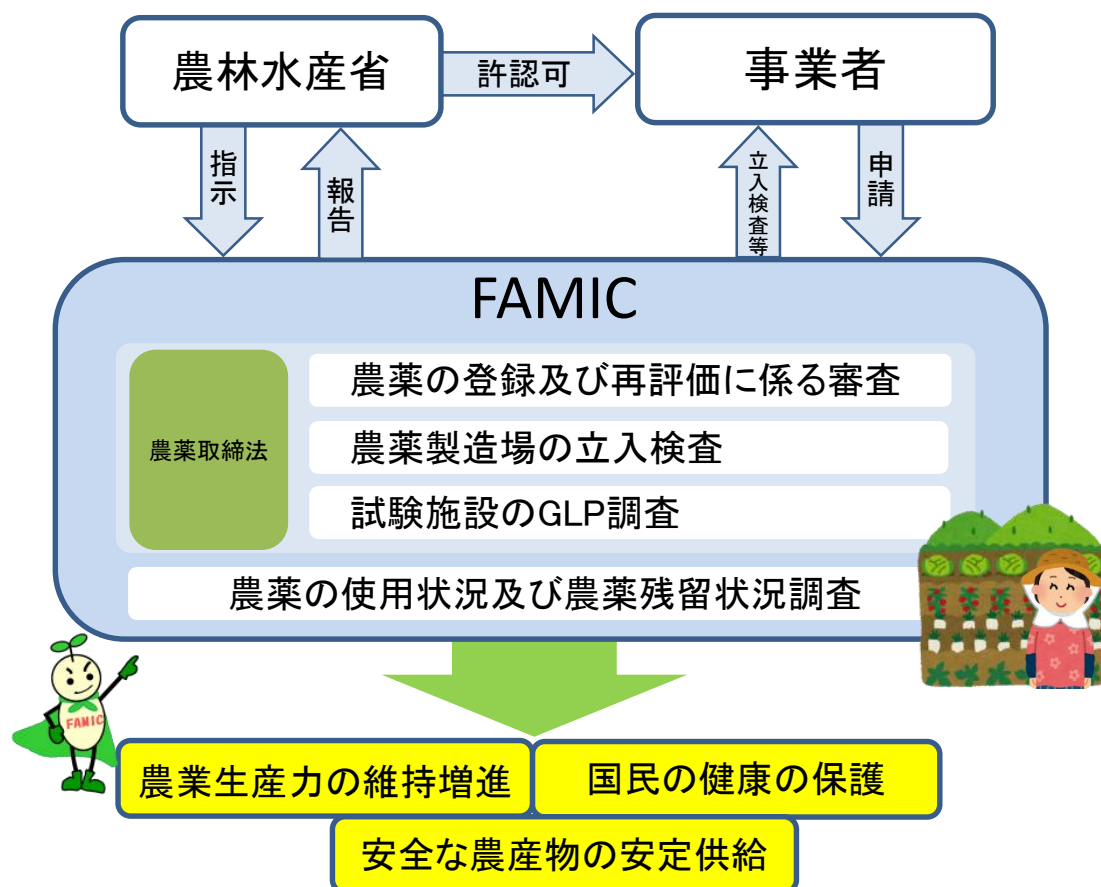


原子吸光による肥料成分の測定

※ 8 試験室以上の共同試験による評価

(2) 農薬関係業務

① 業務の主なスキーム



農薬の登録及び再評価に係る審査	・農薬の登録申請者から提出された登録申請書及び薬効・薬害、毒性及び農作物や土壌への残留等に関する試験成績に基づき、農薬としての効果に問題がないか、安全に使用できるか、農産物や土壌・水への残留によってヒトの健康や環境に悪影響を及ぼすことがないか等を総合的に審査 ・農薬の見本品について、品質を確認するため、その物理的・化学的性状や有効成分の含有濃度等を検査 ・法改正により新たに導入された、農薬の有効成分ごとに一定の期間ごとに行う安全性の「再評価」でも、最新の科学的知見に基づき、登録する際と同様に審査
農薬製造場の立入検査	・農薬製造者に立入り、製造に関する帳簿等を検査 ・立入検査で集取した農薬について品質、表示等を検査
試験施設のGLP調査	・農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性確保のため、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管の状況について、GLP基準への適合性を調査
農薬の使用状況及び農薬残留状況調査	・農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、農産物中への農薬の使用状況を調査し、残留農薬を分析

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇農薬検査部の業務の概要

<http://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>

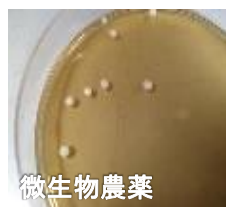


② 令和4年度の業務の成果

平成30年の農薬取締法の改正により、既に登録されている全ての農薬について、一定の期間ごとに最新の科学的知見に基づき安全性の「再評価」を行う仕組みが導入され、これまでの業務に加え、新たにこの再評価に関する審査業務を行っています。再評価の対象となる農薬は4,000剤以上あるため、年ごとに対象となる農薬を決めて順番に進めることになっており、令和4年度までに800剤以上の審査資料が提出されました。

また、改正農薬取締法においては、農薬使用者の健康に対する影響とともに、蜜蜂への影響についても評価して農薬使用時の安全な取扱い方法を確認しています。

さらに、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」における化学農薬以外の防除手段の開発促進に関し、天敵農薬の登録申請に必要な試験の要求事項や評価法の案を作成しました。また、微生物農薬についても同様に、試験要求の改訂に向け、農林水産省等の関係部局と調整を図っています。



カンボジアへの専門家派遣

その他、独立行政法人国際協力機構（JICA）から残留農薬分析の専門家派遣要請を受け、カンボジア農林水産省国立農業研究所（NAL）に1か月間職員を派遣し、NAL職員の要望を踏まえつつ技術指導を行い、カンボジア国の農業行政の国際調和に貢献しました。

11月にはOECDによるGLP調査当局に対する現地評価が行われました。OECDの定めた国際ルールでは、GLP適合施設で作成された試験成績は、各国での承認・登録申請に利用できるようになっています。そのため、各国で更なる信頼関係を築くため、相互にGLP調査当局の状況や調査能力を現地国に赴き評価し合うことになっています。

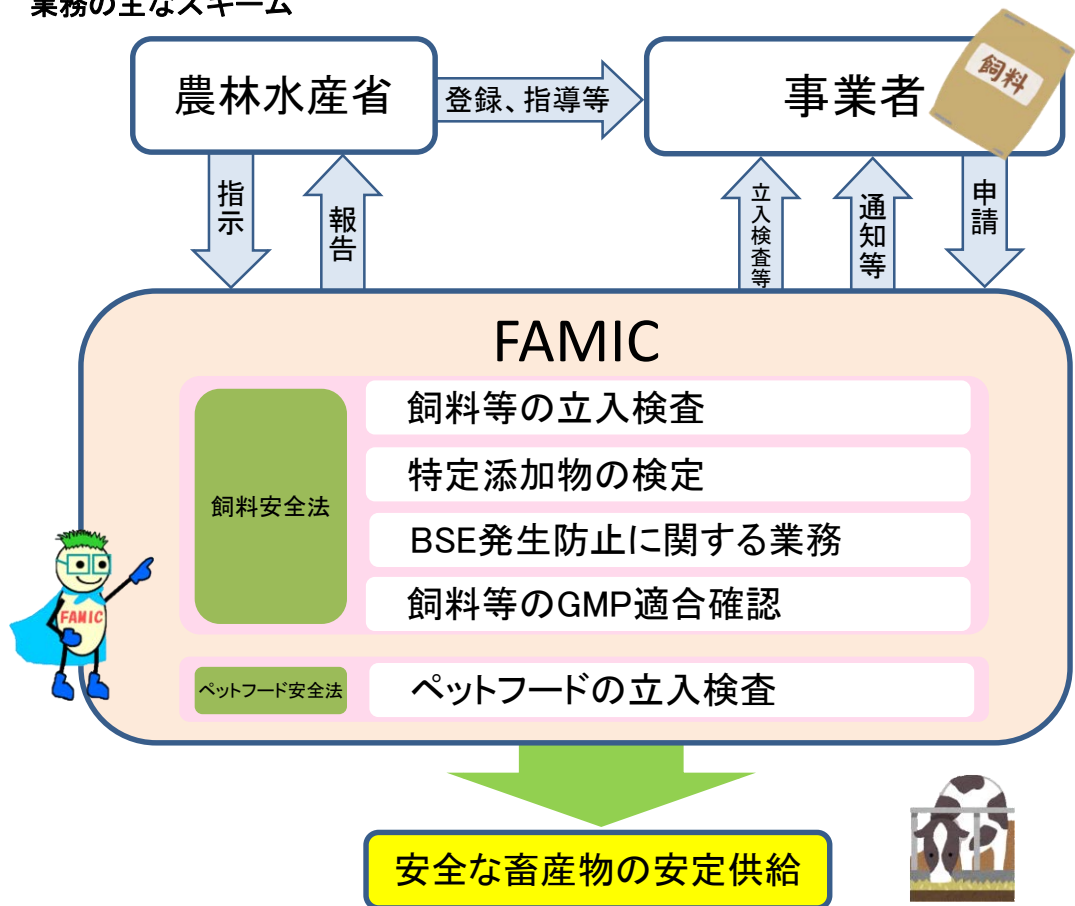
令和5年3月に開催されたOECD GLP作業部会で本評価結果が報告され、FAMICのGLP調査能力がOECDの要求事項に適合していることが正式に承認されました。



現地評価の様子 (FAMIC農薬検査部)

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

① 業務の主なスキーム



飼料等の立入検査	・飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立入り、帳簿等を検査 ・収去した飼料等について有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析・鑑定を実施
特定添加物の検定	・飼料に用いる特定添加物(飼料添加物である抗生物質)の製造業者等から検定申請があった場合、試験品の採取、試験を行い、合格した製剤へ合格証紙を貼付 ・製造業者の申請に応じ、特定添加物製造設備のGMP適合状況を調査
BSE発生防止に関する業務	・製造業者等の申請に応じ、豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等が製造基準(牛由来たん白質が混入しないこと)に適合しているか検査を実施
飼料等のGMP適合確認	・製造業者等の申請に応じ、飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインに基づく管理が行われているか現地検査を実施し、確認証を発給
ペットフードの立入検査	・ペットフードの製造事業場等に立入り、帳簿等を検査 ・集取したペットフード等について有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析を実施

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇飼料等の安全性の確保：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/03_shiryo/



② 令和4年度の業務の成果

ア 飼料の検査・GMPの普及

飼料の安全を確保するため立入検査を実施し、かび毒や残留農薬等の有害物質による汚染状況やBSE（牛海綿状脳症）対策の有効性等を監視してきました。こうした取組みにより我が国のBSE発生リスクは低減し、また、国際的に主流となっている、事業者自らが取り組む原料段階から最終製品までの全段階での適切な工程管理（GMP）の普及・推進により、飼料の安全が確保されています。一方でCSF（豚熱）の国内発生拡大、アジア地域におけるASF（アフリカ豚熱）のまん延により、肉等を含む食品残さを原料として使用する食品循環資源利用飼料の監視が重要になっており、加熱処理等の基準が設定されました。

令和4年度は、昨年度に引き続き、工場から排出される野菜くずや弁当の売れ残りを原料とする事業場や、使用済み食用油を回収する事業場において、飼料としての利用に当たって適切な加熱及び記録が出来ているかどうかの検査を行いました。

また、飼料の適正製造規範（GMP）ガイドライン適合事業場は、令和5年1月1日時点で配合飼料工場を中心に95事業場になりました。作成した手順書に基づいて飼料の製造が行われているか検査を行い、事業者自らが適切な安全管理を行うことが出来るよう、必要であれば指導しています。



イ 特定添加物の検定及び表示の業務

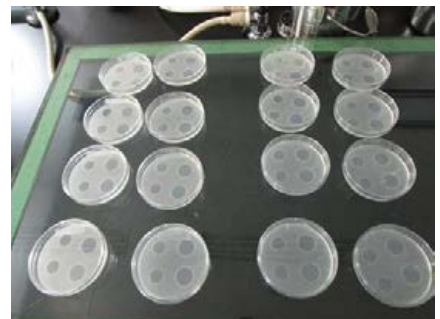
特定添加物（飼料添加物に指定されている抗生物質製剤）を製造又は輸入する業者がこれを販売する場合は、FAMICの検定が法律で義務づけられています。

FAMICでは、特定添加物の製造業者等からの検定申請があった場合、試験品の採取及び試験並びに合格した製剤への合格証紙の貼付を行っています。

令和4年度にFAMICが実施した特定添加物の検定試験で、成分規格不適合の疑義が検出されました。結果の信頼性を確保するため、複数の試験者、試験室による繰返し分析、指標となるサンプルの同時分析等を実施することで、当該製剤が成分規格不適合との試験結果を得ました。これにより、成分規格に適合しない製剤を確実に検出し、市場への流通を防ぐことができました。さらに、当該製剤の申請者に協力して短期間での新規検定申請に対応し、当該製剤の欠品の回避と安定供給に貢献するとともに、原因究明を進めて原因を特定し、当該業者の業務改善及び再発防止に貢献しました。



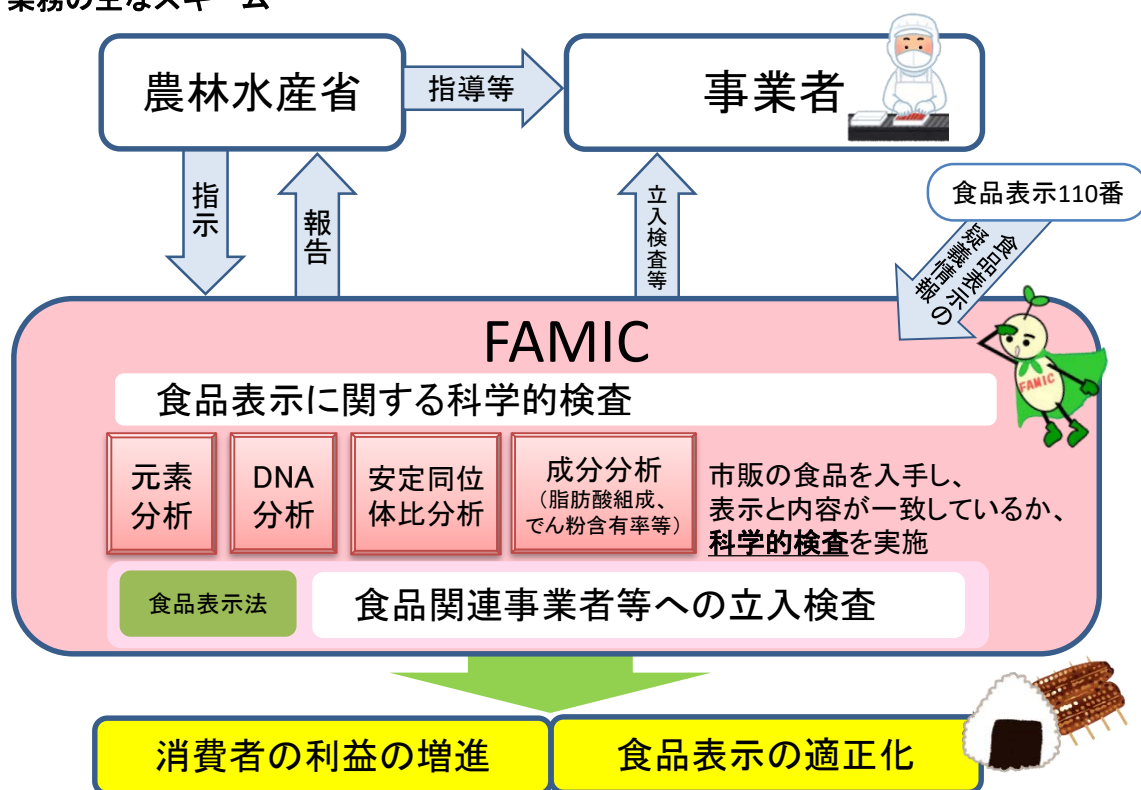
合格した製剤への合格証紙の貼付



抗生物質製剤の力価測定

(4) 食品表示の監視に関する業務

① 業務の主なスキーム



食品表示に関する科学的検査

・原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等の科学的検査を実施

食品関連事業者等への立入検査

・食品関連事業者等に立入り、食品、帳簿、書類等を検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇食品表示の監視：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/04_labeling/



② 令和4年度の業務の成果

食品表示は、外観を見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものです。消費者は、その食品表示を参考に自ら求める商品を選択します。特に、我が国の消費者は、原産地の表示に対して非常に高い関心を持っており、原産地が商品選択の大きな要素の一つとなっています。FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と捉え、研究・開発を積み重ね、技術力を駆使して、国産と外国産の価格差が大きい品目等重要度の高い品目を中心に検査を実施しています。

令和4年度は、5,822件の検査を実施しました。特に、令和3年度末から続く、あさりの原産地の不適正表示については、FAMICの市販品検査及び農林水産省等からの依頼分析が端緒となり、これまでに14事業者の指示公表が行われました。また、FAMICの市販品検査により、産地表示の疑義を検出した塩蔵わかめについて、県と農林水産省と共に立入検査を行い、表示の疑義の解明に結びつけました。

